

大仙市公募型指名競争入札の告示について

仙北支所複写機の賃貸借（長期継続契約）に係る公募型指名競争入札を行うので、入札参加の希望がある者は、次により申込みをすること。

令和 8 年 7 月 2 日

大仙市長 老 松 博 行

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 仙北支所複写機の賃貸借（長期継続契約）
- (2) 場 所 仙北支所 2 階
- (3) 業 務 種 別 物品調達
- (4) 賃 貸 借 期 間 令和8年10月1日 から 令和13年9月30日 まで
- (5) 発 注 担 当 課 仙北支所市民サービス課
- (6) 上記に係る仕様書、設計書等：別添に掲載する仕様書、設計書等を参照すること。

2. 入札参加に必要な要件

① 参加申込期限日（7/16） 時点における要件

- (1) 参加申込期限日時点において、令和 7・8 年度大仙市契約業者資格審査申請のうち、入札参加有資格者名簿登録業者（物品調達）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市の指名差控え期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 大仙市内に本社又は営業所があること。ただし、営業所に関しては、本社より入札、契約、代金の請求及び受領等に係る権限の委任を受けていること。
- (5) 仕様で求める本製品の取扱いが可能であり、長期継続契約に基づく賃貸借が可能な者。
- (6) リース会社を用いた 3 者契約を希望する場合には、リース会社についても、令和 7・8 年度大仙市契約業者有資格者名簿への掲載が可能な者であること（リース会社は落札決定後の登録でも可）。

3. 入札参加に必要な提出書類

以下に記載する書類は、基本は必須の提出書類となるが、【任意】と記載されたものについては該当する場合に申込書と併せて提出すること。

- (1) 公募型指名競争入札参加申込書（様式第 1 号）【必須】
- (2) 物品調達及び役務の提供における類似実績調書（実績の有無に関わらず）【必須】

※実績の有無を問わないとする案件では、類似実績調書に実績無しとの記載でも可としますが、「2-1. 入札参加申込後の参加制限等」に記載する人数にはカウントになりません。

4. 入札参加申込等

入札に参加しようとする者は、仕様書、設計書等を確認の上、公募型指名競争入札参加申込書と必要書類（以下「入札参加申込書等」という。）を添えて、以下に記載する提出期間内までに提出しなければならない。なお、提出方法は持参による方法とするが、やむを得ず郵送等の方法を用いる場合には、期限内に到達した場合のみ有効とする。

提出された入札参加申込書等に不備がある又は不足している場合には、追加で書類を求めるため、追加書類の提出の依頼があった際は提出期間内に提出すること。

- ①提出期間 令和8年7月2日（木） から 令和8年7月16日（木） まで
時間は、午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日は除く。）
ただし、最終日(7/16)は、正午までに提出したものに限り有効とする。
- ②提出場所 〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
大仙市役所 総務部 契約検査課
- ③提出部数 1部

5. 設計図書等を示す閲覧場所、閲覧期間、質問及び回答について

- (1) 閲覧場所 大仙市ホームページ上にて公開しているため、閲覧すること
- (2) 閲覧期間 令和8年7月2日（木） から 入札日前日 まで
閲覧期間を過ぎると閲覧ができなくなるため、注意すること。
- (3) 設計図書等に関する質問及び回答について

- ①質問期間 令和8年7月2日（木） から 令和8年7月10日（金） まで
時間は、午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日は除く。）
- ②質問担当課 仙北支所市民サービス課
- ③質問方法 質問は書面による提出、FAX又は電子メールによる送信にて行うこと。
質問に関する書式は指定しないが、質問日、業務名、会社名、住所、代表者名、担当者名、電話番号、質問内容を漏れなく記載すること。
※口頭又は電話等による質問受付及び回答は行わない。
- ④連絡先 (FAX) 0187-63-3015
(電子メール) sb-service@city.daisen.lg.jp
- ⑤回答方法 令和8年7月14日（火） 午後5時 までホームページにて回答する。
ただし、質問がない場合には回答は行わない。

(4) 入札に関する質問について

- ①質問担当課 総務部 契約検査課
- ②連絡先 0187-63-1111 (268)

6. 指名通知等

- (1) 申込内容を審査し、指名する者に対しては 令和8年7月22日(水) に郵送する。
 - (2) 入札参加申込書及び入札参加に必要な書類等を審査した結果、指名しない場合がある。その場合にあっては、入札参加資格審査結果通知書を発送するものとする。
 - (3) 入札参加申込書等を提出した者のうち、入札参加資格審査結果通知書を受理した者は、当該案件に指名されなかったことについて、その理由を求める場合には以下の提出期限までに限り、書面により説明を求めることができる。
- なお、提出は持参による方法とし、郵送及び電子メール等によるものは受付けない。

①提出期日 令和8年7月24日(金) 午後5時まで(土日、祝日は除く。)

②場所 総務部契約検査課

7. 入札保証金及び契約保証金

入 札 保 証 金：免除

契 約 保 証 金：①大仙市内に本社がある者は免除。

②大仙市財務規則第121条の各号の定めに該当する場合は免除。

上記の①又は②に該当しない場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納入する必要がある。

8. 入札予定日について ※指名通知に、確定した入札日及び入札時間が記載されます。 令和8年8月4日(火)

9. 入札書の提出方法

入札方式： 紙入札による

指名通知書に記載する入札日時及び入札場所において「紙入札」にて行う。開札については、入札終了後直ちに入札場所にて行う。

入札執行回数は1回とする。ただし、落札者が決定しないときは、1回に限り再入札を行う。

10. 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用について

本案件は、発注工種が「物品調達（賃貸借）」であるため、該当しない（適用としない）

11. 契約締結時期等

落札の決定をした日から5日以内に契約を締結する。

電子契約を希望する場合には、落札後2日以内に電子契約利用申出書を提出すること。

12. 注意事項

- (1) 入札参加申込等の説明会及び現場説明は、実施しない。
- (2) 入札参加申込書等のヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には、説明及び追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された入札参加申込書等は返却しない。なお、入札参加申込書等を公表又は無断で使用することはしない。
- (4) 入札参加申込（入札参加申込書の作成等）に関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 賃貸借期間については、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、大仙市競争入札心得及び大仙市入札にあたっての留意事項等を遵守すること。
- (7) 入札参加申込書等を提出し、かつ指名通知を受領した者が何らかの理由により入札に参加できなくなった場合には、入札日前日までに入札辞退届を提出すること。
- (8) 本案件は、都合により取消しをすることがある。
- (9) 入札申込書等に虚偽の記載をした者は、本案件の指名業者としないとともに、入札参加資格停止等の措置を講ずる場合がある。
- (10) 参加申込期日までに入札参加者がいない場合又は入札参加者が1者となった場合には、入札の競争性が失われたものとみなし、本案件の入札参加要件を拡大して募集期間の延長を行うことがある。
ただし、入札参加申込者が1者のみであった場合で、募集延長又は再告示しても参加業者の見込みが薄い（又は無い）時と落札業者の決定までの時間的猶予が取れない時は、入札を執行する場合と指名競争入札へ変更する場合がある。
- (11) 本案件は、電子契約により契約締結することができる。電子契約による契約を希望する場合には、落札後、2日以内に電子契約利用申出書（単体用）を契約検査課のメールアドレスに送信することで、同意したこととみなす。

13. 入札参加申込に関する入札参加制限等について

入札参加希望者が5者以上いる場合には、競争性が十分に確保されているとみなせることから、入札参加を制限する場合がある。

入札参加の優先順としては、「大仙市物品調達及び役務の提供を受ける契約における市内業者優先発注等に係る実施方針」に基づき、大仙市内に本社又は営業所がある者を優先とするが、大仙市内に本社がある者を最優先とし、次に大仙市内に営業所がある者とする。それ以外の者については、大仙市内に営業所がある者の次に秋田県内に本社又は営業所がある者とし、次いで県外に本社又は営業所がある者という順とする。

そのため、案件ごとに設定している「2. 入札参加に必要な要件」において、住所要件を「全国を対象」としている案件であっても、入札参加希望者のうち、市内に本社がある者が5者以上となった場合には市内に本社がある者だけを指名し、それ以外の者については指名しない場合がある。なお、市内に本社がある者が5者以上に満たない場合には、5者以上となるまで、市内に営業所を有する者、秋田県内に本社又は営業所を有する者、県外に本社又は営業所を有する者と順に指名対象とする。

ただし、本参加制限の「5者」となる人数については、優先となる業者に本案件との関連がある類似実績がある場合に人数としてカウントするため、優先となる業者に実績がない場合には人数にカウントしないものとする。